

大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団規則第3号

大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会
規則の一部を改正する規則

大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会規則（平成24年大阪広域水道企業団規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第10条 委員会の庶務は、 <u>経営管理部財務課</u> において行う。	(庶務) 第10条 委員会の庶務は、 <u>総務部財務課</u> において行う。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。